

平成 26 年 12 月 18 日

「投資信託等の運用に関する規則」等の一部改正について

I 改正の目的

日本証券業協会の平均単価検討会において、信用取引及び市場デリバティブ取引に係る平均単価の利用等を可能とする提言を踏まえ、同検討会を運営する日本証券業協会より本会規則等の改正要請を受けたこと、また、今後取引所における規則等の整備がなされる予定であることから、本会規則「投資信託等の運用に関する規則」等の一部改正を行うものとする。

II 主な改正の内容

1 「投資信託等の運用に関する規則」及び「投資信託等の運用に関する規則に関する細則」

- ・ 委託会社が行う一括発注における複数の投資信託財産に係る有価証券の売買注文の「有価証券」に、「有価証券に関する信用取引及びデリバティブ取引」を含む旨の規定を加え、これに伴う必要な修正等の整備を行う。

(規則第 8 条の 2)、(細則第 1 条の 3)

2 「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」

- ・ 投資信託等の運用に関する規則第 8 条の 2 に係る改正を受け、これに伴う必要な修正等の整備を行う。

(第 27 条の 2)

III 実施日

この改正は、平成 27 年 3 月 1 日から実施する。